

令和 5 年 5 月 総会議事録

日 時 令和 5 年 5 月 29 日 (月)
午前 9 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 86 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和5年5月29日(月)
午前9時00分開会 午前9時48分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東86会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第9号 豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準等の改正について
- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第12号 農用地利用集積計画について(利用権の設定)
- 議案第13号 農用地利用集積計画について(所有権の移転)
- 議案第14号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 議案第15号 非農地証明(遊休農地)について
- 議案第16号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第17号 令和4年度最適化活動の点検・評価について

(2) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(事務局長専決)
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による報告確認について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第5号 現況証明について
- 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 報告第7号 令和6年度農林関係税制改正要望について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 規雄
7 番 小林 澄夫	8 番 小林 尚美	9 番 近藤 好幸
10 番 酒井 保	11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一
13 番 高部 宏生	14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸
16 番 日向 勉	17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ
19 番 星野 鉄典	20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治
22 番 水野 敏久	23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子

6 欠席委員 なし

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。
 ただ今から豊橋市農業委員会 令和 5 年 5 月総会を開会いたします。

近藤会長、よろしくお願いたします。

会 長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議 長 出席委員は、委員総数 24 名中 24 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、

議席番号 6 番 河根規雄委員、同 7 番 小林澄夫委員 を議事録署名委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、12 日の書類説明会、農業委員による現地調査、18 日の審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変

更等について事務局から説明があります。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

農地法第3条関係は、

番号2番の案件について、許可後の作付作物を再度確認したところ、キャベツの栽培を行うとのことでした。農作業には自身のほか同世帯の息子や孫も従事しており、養鶏業を営みながらキャベツの栽培を行っていくことはできるとのことでした。キャベツの栽培経験はあり、耕作に用いるトラクター等の農業用機械の写真を確認しました。また埋却地としての利用を目的とした取得ではないとのことでした。

番号3番の案件について、当初は申請地として他の2筆が含まれていましたが、現時点では耕作を行う予定がないことから、申請書から削除されました。

番号4番の案件について、所有農地1筆に建っていた建物は農業用倉庫である旨の申出書の提出があり、また審査会においても再度その内容を確認しました。

そのほかについては変更、取下げ等はありません。

本日は議案のほかに資料1-2として農地法第3条番号4番の案件と番号8番から10番の案件について、審査会での聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

以上です。よろしくお願いいたします。

事務局

はい、議長。

転用関係については、12日の説明会以降、取り下げ変更等はありません。

それではよろしくお願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは、5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議長

資料1-1 議案第9号

「豊橋市農業委員会農地法第3条に係る許可基準等の改正について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

資料 1-1 をご覧ください。

令和 5 年 4 月 1 日から施行された農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件が撤廃されました。これにより「豊橋市農業委員会農地法第 3 条に係る許可基準」の該当する第 4 条を削除し、それとともなう条ズレを改正します。また、改正後第 6 条（農業従事日数）については農業従事日数 150 日を下回る場合でも農作業を行う必要がある限り農作業に従事していると認められる場合は認めること。改正後第 10 条（遠隔農地の権利取得）は遠隔地である申請について労働力の確保状況、通作手段など総合的に判断することに改正します。

「農地法関係許可申請等の事務取扱基準及び別記第 7 号様式」は農地審査会における書類等調査表のうち下限面積要件に係る部分を削除しました。

ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決定することに決して、異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議 長

続きまして 資料 1 議案第 10 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 12 番までの 12 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 10 号、1 ページから 2 ページをご覧ください。

番号 1 番から 12 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして 議案第 11 号
「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 16 番の 16 件を一括上程いたします。
なお、番号 4 番は酒井保委員が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 11 号、3 ページから 5 ページをお願いします。
番号 1 番～16 番までの 16 件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。
補足説明は次のとおりです。
信用性については、特段の疑義はありません。
周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号 2 番・5 番～7 番・11 番～14 番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号 1 番・3 番・4 番・8 番～10 番・15 番・16 番です。
一時転用については、番号 7 番・12 番～14 番が該当し、番号 7 番が鉄塔撤去に伴う工事敷地の案件で 4 ヶ月間、12 番～14 番が営農型太陽光の案件で 10 年間の計画です。全て農地復元誓約書の添付があります。

- 詳細については、議案をご覧ください。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 4 番の 1 件、
それ以外の案件と 2 つに分けて審議していきたいと思います。
まず、番号 4 番の 1 件を審議いたします。
酒井保委員は退席してください。
〈酒井保委員 退席〉
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を
打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、
豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに
決しました。
酒井委員は復席してください。
〈酒井委員 復席〉
- 議 長 続きまして、番号 4 番を除く 15 件を一括審議いたします。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を
打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、
豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに
決しました。
- 議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 12 号
「農用地利用集積計画について (利用権の設定)」を議題といたしま
す。
利用権設定の番号 1 番から 39 番までの 39 件を一括上程いたしま

す。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第 12 号農用地利用集積計画（利用権の設定）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定においては、農用地貸出希望申込書の提出があったもののうち、6月1日付契約開始分について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

別紙資料 1-3 をご覧ください。1 ページから 10 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金に利用権を設定し、同基金から担い手へ利用権を設定する案件が 39 件 82 筆 83,635.00 m² でございます。これらは旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全員
議長
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして 同じく別添資料 1-3 議案第 13 号

「農用地利用集積計画について（所有権の移転）」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企
画課

はい、議長。

議案第 13 号農用地利用集積計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、4月26日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けら

れたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、2 件 3 筆 3,857 m²でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の各要件を満たしているものと判断します。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長

続きまして 資料 1 に戻り 議案第 14 号

「相続税 納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 14 号 6 ページをご覧ください。

議案第 14 号は継続して相続税納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 1 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

以上です。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 議案第 15 号
「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 15 号 7 ページをご覧ください。
番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議の程、よろしく願いたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議 長 続きまして 議案第 16 号
「特定農地貸付けの承認について」を議題といたします。
番号 1 番の 1 件を上程いたします。
それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 16 号、8 ページをご覧ください。
特定農地貸付法第 3 条 3 項各号の農業委員会が承認するための要件について、承認申請書・事務局及び農業委員さんによる現地調査をもとに説明します。

第 1 号 周辺農地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような適切な位置にあることについては、市街化区域にあり周辺に農地がないことから集団優良農用地を分断し、集団性を失わせるような場合に該当せず、適切な位置にあると判断しております。

妥当な規模であるかについては、周辺の産業としての農地利用に与える影響、利用者の数等勘案し妥当な規模であると判断しております。

第 2 号 貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正か については貸付規定を設けてそれに基づいて募集を行うこと、申込者が募集を上回った場合は抽選で利用者を決定することになっていることから、募集及び選考の方法が公平かつ適正であると判断しております。

第 3 号 特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保することができるか については貸付規程により管理人を設置し農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図ることになっていること。また、貸付条件が特定農地貸付法で定める要件を満たしており、利用者に不当に不利益を与える条件もないため、適正かつ円滑な実施を確保できると判断しております。

第 4 号 所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されていないことについては、自作地であり耕作権の設定はされておらず、耕作の事業に供されておられません。
したがいまして、特定農地貸付法第 3 条 3 項各号の農業委員会が承認するための要件をみたしていることを確認しております。

ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 続きまして、資料1-4 議案第17号

「令和4年度最適化活動の点検・評価について」を議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

資料1-4をご覧ください。

資料は3枚になります。1枚目が農業委員、2枚目が推進委員の皆様を表、3枚目が農業委員会全体をまとめた表です。

令和4年度の最適化活動について農林水産省経営局長、農政対策課長通知にもとづいて点検評価を行うもので、上段の表のうち最適化活動を行う日数は実際に皆様から毎月報告をいただいた活動実績です。農地の集積、遊休農地、新規参入は最適化活動によらないものを含めた市全体での数字になります。下の表の自己の点検評価は委員の方からの評価をまとめたものになります。全体としての評語は目標の達成度によりあらかじめ決められたものが定められています。

総会で出された意見欄は空欄になっておりますが、ご意見等なければ「特になし」とさせていただきたいと思っております。

また3ページの別紙様式4につきましては農業委員会全体の結果をまとめたものです。点検・評価結果欄の評語については先ほどと同様に目標の達成状況によりあらかじめ定まった文言になります。

この結果は県を通して国、全国農業者会議所に報告することになります。

ご審議のほど よろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議 長 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決定することに決して、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

 よって本案は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 9 ページをお願いします。

 報告第 1 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件、及び 10 ページからの報告第 2 号の番号 1 番から 12 ページ 19 番までの 19 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

 次に 13 ページをお願いします。

 報告第 3 号の番号 1 番の 1 件については、農地所有適格法人からの報告です。

 この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

 すべて要件を満たしていることを確認しました。

 次に 14 ページをお願いします。

 報告第 4 号の番号 1 番から 16 ページの 17 番までの 17 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

 次に 17 ページをお願いします。

 報告第 5 号の番号 1 番から 5 番の 5 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、16 日付けで 証明を行いました。

 なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番、2 番は畑課税、3 番、5 番は雑種地課税、4 番のうち 1 筆が田課税、それ以外が宅地課税でした。

 次に 18 ページをお願いします。

 報告第 6 号の番号 1 番の 1 件については、名古屋法務局 豊橋支局 登記官からの照会です。

 番号 1 番は昭和 61 年に資材置場として転用許可を取得した土地です。現地調査の結果、現在も同様の利用がされていますので非農地と

判断しました。

続きまして報告第7号でございます。資料1-5をご覧ください。令和6年度農林関係税制改正要望についてでございます。例年この時期に愛知県農業会議から現在の税制について来年度に向けての要望の有無について照会があるものでございますが、農業用の軽油引取税の課税免除の特例措置が令和6年3月末まで、農林漁業用のA重油に対する石油石炭税の特例措置が令和10年3月までとなっており、両特例措置の恒久化を要望していくということで先日の運営委員会にてご承認をいただいたものでございます。

報告は以上となります。

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会会議を開催いたします。 (午前9時39分中断)

<農地銀行運営委員会会議>

議長 総会を再開いたします。 (午前9時41分再開)

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前9時48分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和5年5月29日

議 長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(議席番号6番 河根 規雄 委員)

議事録署名者
(議席番号7番 小林 澄夫 委員)